

モデル公園愛護会認定要綱

1. モデル公園愛護会認定基準

- ① 通常の愛護会期間が3年以上あること。
- ② 過去3年間の活動が良好であること。
- ③ 申請の翌月から12ヶ月（月1回程度）の現地調査で問題が無いこと。

2. モデル公園愛護会認定日

申請の翌月から12ヶ月を経過した、最初の愛護会説明会の開催日

3. モデル公園愛護会認定スケジュール

- ① 認定要望書受付（随時）
- ② 認定要望への通知
- ③ 審査

現地審査：申請の翌月から12ヶ月間、月1回程度の現地調査を行う。

実績審査：通常愛護会の期間が3年以上あること。

過去3年間の活動が良好であること。

活動報告書等の書類の提出が遅滞なくされていること。

過去3年間の愛護会説明会（年2回、計6回）に5回以上出席していること。

④ 認定・否認定の決定

認定：「モデル公園愛護会認定書」（様式3）により認定する。

※1 認定日は、申請の翌月から12ヶ月を経過した最初の愛護会説明会の開催日とする。

否認定：「モデル公園愛護会認定申請について（回答）」（様式4）により回答する。

※2 回答は、審査終了後直ちに行う。

※3 再申請は、回答日より12ヶ月を経過した日以降とする。

付則

この要綱は、平成10年4月1日から施行します。

この要綱は、令和8年4月1日から施行します。